

空き店舗を活用して新規出店する方を応援します！

加西市空き店舗活用補助金

補助内容

- ① 新規店舗の賃借料の **2分の1**
(月額5万円限度、営業開始翌月から1年分)
- ② 空き店舗の改装費の **2分の1**
(150万円限度、市内事業所による施工の場合に限る)
(※ただし、①と②合わせた補助金額の上限160万円)
- ③ 加西市民の新規雇用者 **1人あたり10万円**
(50万円限度、1年以上継続雇用した場合に限る)

補助対象事業

- ① 市内の空き店舗を新たに賃借し、以下の業種の営業を開始する事業。

※市内で既に営業している店舗等から移転する事業は対象外

対象業種

情報通信業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）

※風営法第2条に定める業種、公序良俗に反する業種、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業は対象外

- ② 営業計画期間が2年以上の事業。
- ③ 1週間当たりの営業日が5日以上のある事業。
- ④ 市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 国や県から同様の事由による補助金等を受けていないこと。
- ⑥ 空き店舗等の所有者と3親等以内の親族又は生計を一にする者でないこと。
- ⑦ 商工会議所・商店街組合等の市内商工団体の会員であること又は入会すること。
- ⑧ 都市計画法・建築基準法その他の法令を遵守すること。

【注意事項】

○補助金の交付は、営業開始から1年を経過した日以降となります。